

◆1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回20日発行◆

関西労災職業病 7月号 (通巻63号)

関西労働者安全センター

1979.7.20 発行

大阪市大淀区本庄東3—10—11三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円



- 展望をさぐる③……不況一労働者大量切り捨て時代の中で
労災職業病闘争を如何に、労働運動強化の武器となしうるのか
全港湾神戸支部 平坂春雄／全港湾大阪港支部……1→6

- 特別アピール……道下裁判官、宮崎・田辺管財人の田中機械への強制執行を糾弾する ……7→8

- 前線から(ニュース) ……9→16

- 健診部だより ……16

- 7/2~4 労災職業病防止全国討論集会報告
——労災法改正問題に論議集中—— ……17→19

- 関西研究者交流集会 第17回報告 ……19

- 開いの中から ——京都市役所労職対報告 ——

関西で初、一般事務職員でも頸肩腕障害を

職業病として認定 ……20→23

- 右折禁止／夏期一時金カンバのお願い／6月会計報告 ……23→25

シリーズ 展望をさぐる

不況一労働者大量切り捨て時代の中で、
労災職業病斗争を如何に、労働運動強化の武器となしうるのか？（そのⅢ）

神戸港における職業病斗争

雇用保障と共同雇用制に向けた斗争と結合して

▼ 全港湾 神戸支部 平坂 春雄 ▲

雇用責任は

どこにあるのが

港湾労働における労働災害・職業病等の労働安全衛生についての主要な問題点は、雇用責任の追求をめぐつて論議が交わされている本質的な問題点と同根であります。それは、荷主や船社、そして港湾管理者である政府や地方自治体等に、當利優先労働者軽視の立場が貫かれているところに、本当の原因があると言わなければなりません。

本船船内における換気装置等は、本来、本船建造のなかで考慮されるべきであり、埠頭での上屋や倉庫の設備はもちろん、それぞれの内部の積付作業や就労配置人数に至るまで、指揮監督を受けなければ、荷役会社には何一つできない仕組になってしま

ることとは、政府筋が発行している出版物を見ても、次のように明記されています。「雇用主をはじめ、船社等の安全義務への関心の薄さ、封建的な組制度や暴力団の介入、雇用制度の不良なども、災害対策の進行を遅らせている。」この指的を受けたまでもなく、これは明白な事実であります。

ます。すべての荷役作業が、船社や荷主の直接の作業指揮に基いて行われている以上、本船速発を第一義としてすべての作業が進行しています。

このなかで、雇用自体が船社・荷主

からオーダーがなければ成立しない

以上、荷役会社は船社・荷主が所有する本船や倉庫などの構造や、設備について、何等の発言力も持ち合せていません。これが、一般企業での安全闘争とは異なる問題点を内包している点だと思われます。

このような港湾荷役作業のなかで、賃金や労働条件ですら、他産業に較べて問題にならない程劣悪な状態におかれているため、どうしても労働災害や安全衛生等は放置されがちとなっています。戦前の沖仲仕は、川造や神鋼などの大企業の職工の二倍も三倍もの賃金をとっていたものが、現在では、賃金・退職金をはじめ福利厚生面なども含めると、川造や神鋼に較べて半分にも満たない悪条件下で働かされています。ここに港湾労働者にとって「ケガと弁当は自分

持ち」という自嘲のつぶやきが生まれてくる所以でもあります。これらは冒頭に引用した出版物の短い文章、の中にすべての要因があらわされています。

守り続けた 赤旗の 今昔

全港湾神戸支部は、昭和三〇年代から昭和四〇年代初めに至るまで、山口組（全港振）による港湾労働者に対する暴力支配全盛時代に耐えて、かろうじて港の一角に赤旗を立て、ようやく生命を保ってきました。

これは、共産党による港湾労働組合対策の失敗が、全港湾労組をして壊滅的な打撃を与え、海運独占や暴力団の公然たる介入により、港に赤旗を立てさせないとの執拗な不当支配の君臨を許してきたことが原因で、なかつたかと思われます。

常用の分会に波及した 労働争議の歴史

らの港労法施行は、暗夜に灯の役割を果し、再び全港湾の赤旗を港中に翻させることに成功しました。登録のめざましい活動は、常用港湾労働者にも大きな確心と勇気を与え、神戸港全体に再び赤旗とストライキを復活させる原動力となりました。

この闘いが、個人加盟の産業別組合たる全港湾の活動面でも、新たな分野として、労働安全活動の取組を開始させました。それは、企業内組合ではなくなかなか取組むことの困難な側面をもっていました。全港湾が長年にわたって全国の活動の経験を蓄積してきたこと、地域の労働組合や先進的活動家、専門的医療機関との連携が可能であったことなどが、この闘いの前進に大きく貢献しました。

なかでも、登録日雇港湾労働者の場合は、特定企業に所属していない

ため、安全対策から事実上取残された状態におかれていきました。こうし

た中で、いち早く労働組合独自の安全活動家の養成をめざして、(一)

港湾の災害実態と安全規則、(二)

職業病について、(三) 安全パトロ

ール要綱など、延べ一二七名の参加者を得て盛大に学習会を開催し、全課目修了者にレポートの提出により、

神戸支部安全委員として職場活動を展開することになりました。

一方、住民検診の活用による自主検診活動も計画し、各人の自主参加を中心、毎年参加を増やしつつあります。

また、兵庫県総評を中心とした労働者安全センターへの参加、医療生協による神戸診療所の設立などにも積極的に協力してきました。

これらの闘いが、神戸港フォークリフト病対策委員会の発足、そして、登録日雇労働者に対する非災害性疾病を、業務上災害認定基準により認

定させることを確認させることに成功しました。

この結果、一九七四年（昭和四九年）に、登録日雇港湾労働者に対する特別健康診断の経費負担の獲得から、組合独自の検診実施に発展、今日の第八次認定申請に至る基礎をかちとることに成功しました。

これらの登録日雇港湾労働者の闘いの発展につれて、神戸支部傘下の常用分会にも波及し始めました。なかでも義勇海運分会は、就業時間内におけるフオーライフ運転時間の規制、交代乗務に関する協定を獲得しました。これらの闘いは登録日雇港湾労働者の取扱貨物量の規制や作業構成人員要求へと発展し、大きな成果をあげつつあります。

しかししながら、神戸港における労災職業病の闘いが、ひとり全港湾加盟の労働者にとどまらず、全国港湾加盟の単組への波及・浸透をはじめるとともに、全国的な港運業者団体である日港協の反撃を引き起こし、既存の各組合へのしめつけや、労使関係の緊張をもたらしつつあります。

神戸港においては、港湾病を組合を主原因とする「なまけ病」ではないか等の非難や中傷に終始し、職業病申請者への紹介停止や就労拒否、労基局への認定引延しや企業責任の回避などを行いつつあります。この中で、年一回の一時金支給額の切下げや格差拡大をはかる分断攻撃は、明やかに認定による休業者と就労者の離間工作であり、組合不信を狙う分裂策動に等しい攻撃として受けとめざるを得ません。

このため組合としては、認定闘争一本橋から、休業者と就労者の格差調整のため、加療期間内の生活改善から機能回復訓練による職場復帰、さらに職場復帰に伴う受入れ措置等

企業責任回避した 分裂攻撃を許さない

について、積極的な取組みを続けています。また、就労者内部においても、体力や能力面での対応策として、安全作業基準の設定を職場闘争の最重要課題として、取組みを強めています。

組合の建設につながり、従業員意識から階級意識への発展をはかる手がかりとなるものと考え、奮闘しているところです。

労災闘争を新たな活力として、合理化闘争へ、そして港単位の賃金

や労働条件を決定する産業別団体交渉機能獲得へと発展させるべく、雇用保障イコール共同雇用制に向けた闘いと結合しつつ前進を続けています。

企業レベルから 労働安全の全体の発展を

港湾合理化の実態と労働安全の闘争

労働斗争の発展を

立ち上ぐつ

港湾労働運動においては、雇用責任の所在が、親分・子分による封建的な組制度との関係もあって、容易に明確化できない現状にあります。

したがって、労働安全の闘いでは、船社や倉庫会社への直接追求をはじめ、各種行政機関との関りを明確にし、労働安全の闘いを明確にしています。

企業レベルでの労働安全対策を港レベルの労災・職業病闘争へと発展させることで、戦闘的な産業別労働

全港湾労働組合 大阪港支部

「気とYKK一ファスナーぐらい」のに、

労働ボス制（組制度）のおかげで最も過酷な三キ労働（汚い、危険、きつい）を強いられていました。

港労法は、港から暴力団排除と、

一九六〇年代の高度成長による労働力確保を目的としてつくられました。

しかし他方で二兆数千億円の金を投じて、数次にわたり行なわれた港湾整備は、トコトンまでの機械化・合

労働者です。港湾は、四方を海に囲まれた日本にとって重要な産業である（日本にあるのは、米と水と空

理化をおしすすめ、それ以前は六〇
～七〇%だった日雇存率が現在で
は二%前後になり、わが支部組合員
数も三千人から十分の一の三百人に
なりました。

港労法ができた頃の港はひどいも
ので月に四〇日も働かされたり（オ
ールナイト通し）、「アンコがタリ
マン（検数員）とケンカして人間が
仲裁にはいった」といわれたり、現
場では素裸でカリ首にチョコーンと繩
をまいりして、省エネルックの最
先端で最早人間とはいえないような
状況におとしこめられて、働かされ
ていました。

港労法がてきて、組合を結成し全
港湾に加入して一三年。私たちはこ
の間に賃上げ闘争、一時金闘争（日
雇が一時金をもらえるなんて考えら
れなかつた）就労保障闘争と相づ
闘争の中で一定の労働条件の改善と
生活擁護イコール生命を守りぬける
ようになりました。

就労手配権獲得へ

私たち現在四〇店社ぐらい（昔

は八〇店社ぐらいが求人していた）

のあちこちの現場で働くものですか
ら常用の人より港についての総合的
な情報には、割とたけているのでは
と自負していますが、何せ「親の言
うこともきかんやつの集り」という
ことと、「アフレ制度」のおかげで、
なかなか一つの問題に対し持続し
て考えていくことができませ
んでした。しかし、石油ショック以
降極端な就労減（月に一日くらいの
実働）を強いられ、とてもじゃない
がメシがくえなくなり、七五年、二

度にわたるバナナ頭実力封鎖闘争
と何度も何度も行政・府・市に対す
る合理化責任の追求闘争を行ったこ
とにより、月間十二日の就労を保障
させ、いわば「半常用」的な日雇にな
ってきました。ここでいえるのは
一般に「日雇差別」ということです

が、私たちは「就労差別」ととらえ、
就労の確保を掲げたことです。これ
により、我々の生活は一定安定し、
月収がわかるようになり、生活の中
に組織性・計画性・規律性が次第に

もてるようになりました。

私たちが相手にしている業者（決
して企業といえるシロモノではない）
は、大きいところで資本金一千万ぐ
らい、従業員五百人千人、小さいと
ころでは十人前後です流動資産はせ

いせい送迎用のマイクワバスとフオ
ークリフトぐらい。ということは、
大企業一大独占—三井・三菱・住友
倉庫などの下請けであり、労務部門
といえると思います。ですから私た
ちの運動は一闘つてきた結果ですが
一中間搾取をなくす（昔だったら、
賃金でピンハネされ、タコ部屋で酒
・バクチでかすり取られ何も残らな
かった）運動であり、大独占の就労
手配権をどちらがにぎるかという運
動だといえます。

反合斗争の歴史と現状

出も本格的になり、あまり長続きはしなかつたようです。

六〇年代に入り、先ほどの港湾整備五ヶ年計画（六一年より）が始まり、コンテナ船、ラッシュ船、ローラオフ・ロールオン船、ブッシャー

さて合理化の問題ですが、一九五五年全国にサイロ施設が建設されました。

サイロというのは、大型電気掃除機が一万トンクラスの本船から直接穀物（麦・小麦など）を吸いあげて、サイロ（我々はピンと呼ぶ）に入れ、袋づめをして出庫するものです。昔だとアユミをかけ、モッコ・テンбинで、その次はグレンで荷役していた一ということは労働集約型の産業であった一のが、ほとんど人手がいらなくなってきた。

当時の全港湾大阪地本は、これと激しく闘いサイロ協定を結び、職場の確保を計りました。これは現在までも生き続けています。このサイロ闘争に刺激され私たちの先輩である日雇労働者が、二六〇人で築港職安支部を結成しましたが、何せ無茶苦茶な時代で、同時に山口組の港湾進

バージ船、また、シップローダー、ストラルドキャリアー等々が導入され、経岸荷役が著しくなり機械化・合理化がドンドン進められてきました。こうした荷役は大きく言えば、パレッタイセーション、コンテナリーセーション、そして現在、コンピュータリゼーションと進められてきています。資本家がねらうのは、早く、安く、人手をかけずに荷役するといふことです。何故なら、モウケルたる人間の排除、「権利を主張する全港湾はうるそうてかなわん」ということ

と一、そしてもう一つは、自然の排除です。雨や風をできるだけ排除しないで荷役をするということで、コンテナなどはその最たるものです。

ことで、一九五〇年一〇月二〇日當時の大坂地本は、「雨の日は作業をしない」という方針を確立しました。

この問題は約三〇年を経た現在も、現場で「何とか仕事をしてくれ」「急ぐんや」という業者と、「いや、命にはかえられん」「ゼニの問題と違う」いう攻防が続いております。

組合としては、基本的に雨中荷役はしないということにしていますが、（鋼材荷役など油がぬってあり、雨が降れば危険この上ない）荷種によつては、ぬれてもいいものもあり、またどうしても急ぐという船もあります。最終的判断は現場労働者にまかせてあります。滞船が一日のびればポートチャージもいれば、バナナなど青鮮食料品は時間を追つて値下りします。ですから、自然と人間の排除は大独占の至上命令であるわけです。

以上今号では、港湾労働における合理化の実態について述べていったきましたが、次号ではこれらを踏まえて、安全闘争・労災職業病問題に焦点を当てていただきま

（つづく）

特 別 ア ピ ー ル

道下裁判官、宮崎・田辺管財人の

田中機械への 強制執行を糾弾する

6月22日朝、田中機械に対し抜き打ちの仮処分が行われ、裁判所執行官、機動隊、ヘルメット覆面姿の補助員三〇〇人が乱入、暴力征圧した。それまでの坂口管財人が辞任し、翌日には札つきのタカ派弁護士である宮崎乾郎、田辺満が新たな管財人として就任した。そしてその同じ日に「会社財産に関する帳簿、伝票、その他一切」を強制収用する仮処分を申請し、大阪地裁は一日後の18日これを認めたのである。

通例、労働争議の仮処分決定には労働組合への審尋が事前に必ずある。今回はその手続さえ無視したものであり、倒産会社に対してもここ数年來なかったことである。執行日は、6月23日に田中機械で反安保決起集会が開かれ、25日からはサミットで大方の警官が東京へ勤員されるということで22日が選ばれたのだ。南大阪の、日本の戦闘的労働運動の拠点田中機械をつぶせという、独占資本権力の政治的な意図がなりふり構わ

ぬ暴力で示されたのである。その指揮官は大阪地裁民事六部（破産裁判係）部長、道下徹裁判官である。それ以前の経過をたどると、昨年6月15日、組合に何の連絡もなく封印、そして12月18日破産宣告、封印執行と田中機械への攻撃は続いた。雇用執行は機動隊を待機させた（？）異様な形で行われたが、支部および地域の支援による反撃は、書類の組合管理を認めさせ、裁判所の「執行不能」の判断を残し退散させた。支部は権力のこの弾圧に反撃する態勢を積極的に求め、工場占拠から自主生産の闘いを一層進めた。一方組合員の生活確保のため雇用保険の仮給付を獲得。しかし今年の1月に入ると「倒産下の組合への仮給付の制度が廃止されたので本給付と就職あっせんに移る」と職安が通告してきた。闘う労働者の団結破壊をねらう攻撃であった。しかし支部は職安および大阪府労働部に反撃して、特例として田中機械への仮給付を認めさせた。

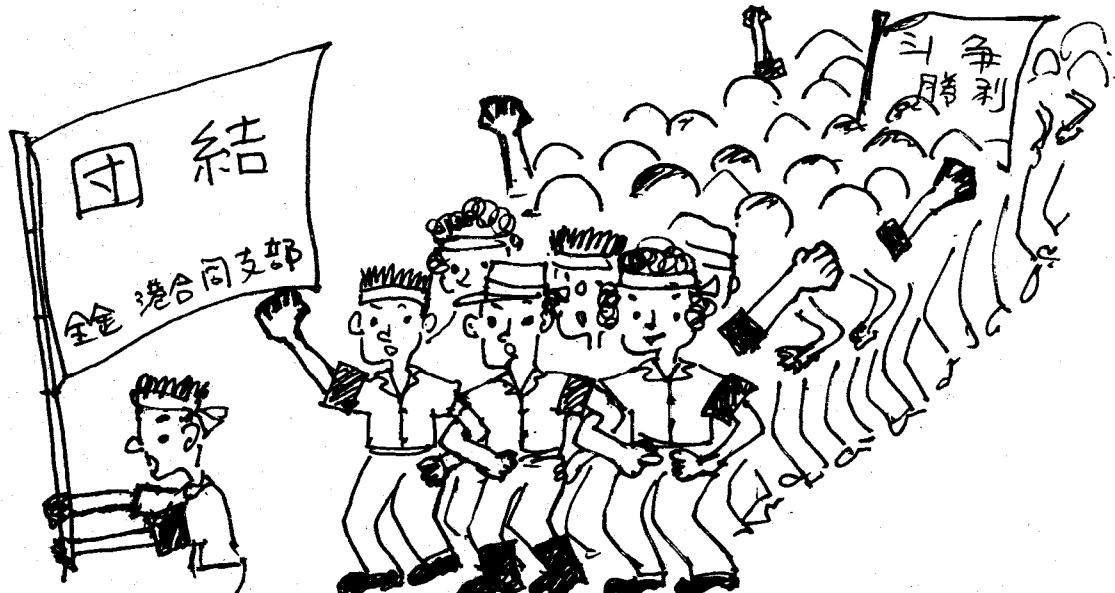
また、賃金確保法による未払賃金立替払いの獲得に向けて、支部は大阪労基局、労基署への申請を年末に行つた。しかし、この立替払い制度は、「工場占拠する労働者は未払賃金の取得権を持つ可能性があるので全額立替払いできない」という形で、倒産に闘う者と、資本に従順に退職する者を分断する本質も含んでいる。

だが、権力はこの制度を運用する事業団（労働福祉事業団）を通して、田中機械については払えないという通告をしてきた。3月、支部は事業団に対し、倒産により生活の危急にある労働者であるのに立替払いをしないのは重大な問題であると激しく追及した。

田中機械にかけられた今回の仮処分は権力の新たな動向として非常に重大である。大阪の裁判官が東京のペトリカメラに行っている事実さえある。倒産争議に対する裁判所の高姿勢が全国に拡がろうとしているのである。田中機械への仮処分を先例に、今後権力は管財人を利用して、倒産と闘う全国の組合に、仮処分の濫用による攻撃をかけようとするであろう。

大正時代にできた破産法を武器にした、闘う労働者への団結破壊の攻撃として仮処分がある。戦後生まれた労働組合の団結権がこの大正の法律により否定される。まさに労働運動への反動の嵐が吹きあれようとしている。倒産に限らずストライキ、ピケなど労働者の実力闘争一般にて仮処分の暴圧が拡がることも予想される。団結破壊に対しては労働者の団結権をタテにこの反動と闘つていかねばならない。

7月4日、田中機械支部、全金港合同、全金大阪地本、そして大阪総評は共同で大阪地裁へ抗議の交渉を行つた。労働者の団結権の旗を高く掲げ、田中機械支部は戦闘的労働運動の前衛として闘い続ける。全国の闘う労働者の支援連帯を発展させよう。



前線から

守口

無責任な守口署、局へりん伺

竹森さんのマンガン中毒は
明らか、早く認定せよ!!

●植田マンがん守口労災斗争

植田マン
かん労災斗
争は未だ未
解決の多く
の問題を残
しつつも、山
焦眉の課題
として、竹
森さんのマ
ンガン中毒認定斗争が
ある。3月に労災の申
請をして以来、他の課
題と並行して4度の交
渉が守口労基署との間
で持たれていが、山
本署長の無責任で優柔
不斬な対応、それ故に
極めて悪質で反動的な
姿勢によって交渉は全
く進展を見せせず、竹
森

さん本人はもとより、
分会員や支援の人達の
憤怒はつのるばかりで
ある。当時者責任を放
棄した守口労基は、7
月13日の交渉で明らか
になつたところによれば、
非常に困難な問
題だと詭弁を弄しな
がら、去る7月4日、
大阪労基局に「りん伺」
したといふことである。
しかししながら、山本

署長の説明では守口署
としての責任が全く明
らかにならず、自ら解
決できないという根拏
も色あせたもので説得し
かに欠けるものでしか
ないのである。その理
由の中でも、離職3年以
内という基準を持ち出
してはいるが、この項目に
准を待ち出

していきたい。ついで、
大阪局の段階ですでに
労基則35条問題の交渉
の中で、「京都局におけ
る認定状況を充分に
検討されたい」という
内容で本省に上申され
ており、3年末満、とい
う枠については結着
のついていろいろ問題で
ある。また、申請と共に提
出された松浦意見書の
扱いについても、松浦
意見書の具体性(實際
に診療を行い、竹森さ
んの最近の症例に側し
て、マンガン中毒との
関係を明らかにしたの
であるが)に対しても、
過去何人のマンがん精
鑑所は

ある「ヘマンがん中毒
一般に関する意見や、
中味がいい加減である
ことを当の山本署長も
認めざるを得なかつた
診断サービスの結果は
引き合いに出して、
として評価のレギエ
ルの違いを棚上げして、
こじつけた判断をした
ものにすぎない。この
姿勢は、目前で苦しむ
労災被災者の立場を省
りみることのない官僚
的体質そのものである。
このようす説明しか
行なめられていない現
在、局への「りん伺」とい
う措置は納得できる
のではないか。いたずら
に認定を遅らせていい
らしく思えないのである。
ある。竹森さんのマン
ガン中毒はもはや疑う
べくもないはずである。
植田マンがん精鑑所は

6月26日 大阪市職
労淀川区支部において職業性腰痛についての調査を行なった。その結果、全体で221名のうち29名から訴えがあつたが、その中で行なめぬ、南大阪労働者診療所の松浦医師が講師として出席した。

6月11日に「腰痛実態調査」を行なった。その結果、全体で約30名の参加者が約30名の参加が講師として出席した。36名中実に20名からの訴えがあつた。今回の学習会は、組合員の職業性腰痛に対する認識を高めるため、支部では

淀川

腰痛学習会開かる

市販労淀川区支部で

毒患者を出したというのであろうか。今まで以上に、より広範で協力な支援体制をつくらなければいけ、竹森さんの認定をかち取ることは

もとより、マンガン中毒に対する企業責任。行政責任を徹底して追及し、被災労働者の権利を守つていかなければならぬだろう。

茨木

茨木労基署
差し止めで大手ヨシモト
組の抗議で即撤回

6月25日 茨木労働基準監督署は、全国で最初でという「届書」未提出者に対する休業補償の差し止め処分を白紙撤回するという大敗を演じた。75年の労災保険法改正以来、全国の被災労働者を先頭にして斗争抜かれてきた、「定期登録課を中心にして腰痛を訴える労働者が多いたため、支部では

する認識を定着させるために同時に配置換え・休憩時間の設置・職場改善・腰痛者の健康回復及び予防など、総合

的な対策を支部として打ち出していくための一環として行なわれたものである。

る。

関大生協支部（全国一般労働者の仁木さんは、一昨年末に筋膜性腰痛症の認定を勝ち取った。現在休業加療中であるが、一年半経過の時点では、署の不手際によつて「届書」提出のための手続きがなされなかった。それについていなかつた。それに気が付いた署では、「報告書」の時期に「届書」を送付し、実質上「報告書」としての提出を求めるという手前勝手なことを考へた。一方的な署の事情で差し止め処分」を受けた仁木さん・当該労組・安全センターハ、届書」未提出・差し止め処分という前代未聞の処分に対し、事情説明を求め追及したところ、署は反りと自らの非を認め、今年

の「定期報告書」につけても、「提出を求めることほしない」との確認を取るに至り、早速、給付手続きを復活させた。

これら二点は、二つの間の省・局・署を貫いた交渉の中でも、彼らは何一つとして合理的な説明を行なうことなく、我々を納得させ

る二点で、さなかつた二点から見ても、当然ともいえる一つの結果であるが、遂に言えば彼らは我々よりも進んで、「報告書」制度を既成事変化し、法体系の整備にまでも力を注いでくるであろう。

来年度に予想される労災法改「正」の動きにつしても、彼らの意

図を見抜いた我々の側の粘り強さが強くなるらしい。

茨木

労組側の主張を認め 脳卒中の労災認定

▼耳の穴かきの感想 ▲

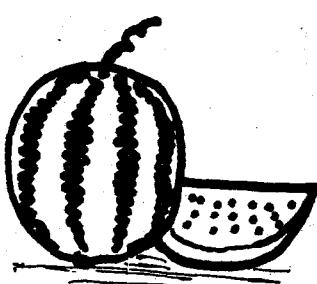
北大阪合同労組が昨年來取り組んできた、藤原運輸の送迎バス運転手上田一寿氏の脳出血労災認定斗争は、

6月22日、茨木労基署

中を起こす半年前には

組合員の高血圧症及び強度の脳動脈硬化症があり、会社が何ら適切な措置をとることもなく、月間28日以上勤務を行なめていたこと、(2)卒中を起する原因にさえ違反

が「業務上」の結論を表明することをもつて勝利した。労基署は労災認定を行なった理由納のために有休を申請したにもかかわらず、会社が「する休みは認



港

周辺住民の苦痛と マシンショット工事を許さない

大阪市港区夕凪で、設工事が進められていました。事前に私達周辺住民との形ばかりの話し合を3回行ない、ビ

現在シヤトータン(施主従新建設・建築主浅沼組)のマンション建

を行なつて以来、家族労組側は労基署を数

3月中旬に労災申請を行なつたと

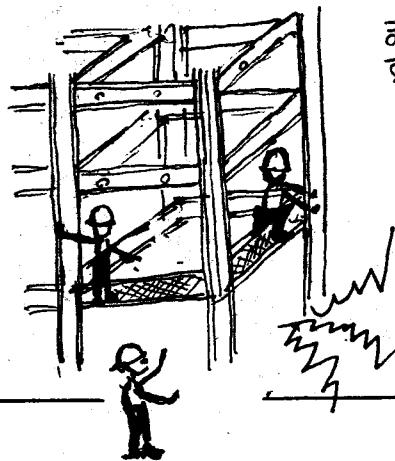
大阪合同労組全体へのが、労組、家族の粘り強い交渉、また、北

ラ一枚ご工事着工を宣

告して杭打作業を強行してきました。そして現在まで、公害申請を

しようとしてきた一住戸が、建設重機の排気ガスでせん思が悪化し

て松浦診療所にかけこんだり、近所の子供が排気ガスを吸って鼻血を出して倒れろとい



めない」と拒否したことにについて上田氏が腹を立て、同時に思ひなやんでいたこと、といふ2点を直接的な理由として挙げている。これは労組側で主張した点をほぼ全面的に認めたという意味でも大きい成果であると思われる。

回にゆたつて交渉を行なつてきたが、当初、労署側は「送迎バスは楽な勤務だとか「卒中を起二日前々日に有給の申請をした事実がない」と会社はいつていいと組合と会社の言い分が全く違つて水かけ論だしなどと、無責任な見解を表明していく

事件が波及、及び大阪府被災労働者同盟などとの斗争への参加など斗争の中では、労基署も「主張に対立がありの広がりの中で、労基署も「主張に対立がある際は労働者側の意見を尊重する」という表明をからとってきたことは今後の斗いにおいても十分生かされる点であると思われる。

私達は今まで、保健所・消防署・警察署など行政の監督指導を要請し、周辺住民の生命と生活を無視した建設工事に一定の歯止めをかけることに成功し、住民との話し合いをしておけば工事がなかなか進まない、というところまで追いこんでました。

今後、協定書の作成等、住民全體が納得するやり方で斗いを進めていきたいと思つてます。

6月21日、全港湾大
阪支部大阪港いかだ分会
は、元分会員で、昨
年8月5日前硬塞で死
し、今年5月
阿倍野労基署
で「業務外」
の認定をされ
た故寺岡一
氏の問題につ
いて、大阪労
災保険審査会
に対し不服申
請を行なつて
了。

不服申請に
あたつての組
合側の主張の
要点は、(1)阿
倍野労基署の
調査が決定的
に不十分であ
り、(2)寺岡氏が死
し、(3)寺岡氏が死
する二つがあつ
て

大阪港いかだ分会 不服申請へ

当局側と労組の力関係を変える斗いを

いた炎天下での陸の仕
事（連合市）について
極端に過少評価してい
る二点である
が、全港湾大阪
支部安全委員会

が何よりも重視
している点は、
阿倍野労基署及
び大阪労基局が
はじめから労
災を認める気が
なかつた、とい
う事案の事実関
係以前の当局側
の姿勢である。

大阪府被災労働者同
盟は関西労働者安全セ
ンターと協力して月1
回、定期的に学習会を
やつていくことになり
ました。労働行政によ
り反動化していく中で
はこの情況認識
に立つて、当局
側と労組の根本
的な力関係を変
えていくよう努
めています。

大阪府被災労働者同
盟はこの情況認識
に立つて、当局
側と労組の根本
的な力関係を変
えていくよう努
めています。
この学習会は同盟員しさ
くことになりました。
職人の場合、賃金は日
給制と、投げへ軒仕
合げる毎に親方からも
らう一の両方あり、投
げは親方の裁量で決ま
つてしまい、はつきり
した基準のないもので
いる場合も投げの分も全
く賃金明細がないとい
う異常が報告されまし

大阪

● 実践に役立つ
学習会!!

● 大阪府被災労働者同盟
の状況や、病院を転々
としたことなどを話す
てもらいました。次に
ヘンキ職人の労働条件
と現在しさ人が受けた
いふに、現状の平均賃金
の実態に入りました。
いふことで、一人一人
の同盟員が抱えている
問題を中心に法律的な
ことも含めて学習して
いくことになりました。
7月7日、オ一回目
の学習会は同盟員しさ
く人の例を通して職人等
の平均賃金の問題を扱
いました。最初にしさ
んから同盟に参加する
までのこと、被災当時

た。法律的には出来高

す。

意見書を提出した。竜

乙
二
四
三

卷之三

払いでも賃金として算定されますが、じさん
の投げの分は、はつきりした出来高払いとも
いえず、また祝儀・チ
ケープの類いでもない非
常にあいまいなもので
す。実際、平均賃金の
算定の際も投げの分は

平均賃金の算定を現実の労働実態に近づけるため、行政にまかすことをなく被災者自身が運動の中で独自のものをつくりていかなくてはならないことを全員で確認して第一回目の学習会を終えました。

見書の骨子として、西脇基署が本一リング
作業のへ身への負荷を過少評価していること
(2)酒井氏が脳卒中発作を起す直前の状況に
ついて、現場の変化・仕事上のトラブル・敷
しい気象の変化など、総

未経験労働者に対する行政の壁は厚く、特に脳卒中等の場合には労災認定の枠は極めて限られたものになつてゐる。安全センターハセヰ斤の認定内題を全港湾と協力して進めていくことになつていろ。

除外され、日給分だけ
で算定されてしまい、
同盟の努力で日給分を
上げる方向で平均賃金
補正の話が進んでいま

次回はHさんの例を通して「現認書」をめぐる問題について学習しようとは引きついでます。

合的な理解に欠けて、
る二つの2点を挙げ

二

大坂

未組織労働者への
壁をはねかえせ

6月 28日 関西労働
者安全センター 及び
酒井精治氏の家族は、

大阪労災保険審査会に
対して、3月10日に行
なった不服申請に伴う

生活と命を守る運動の拠点として此花労働若センターが開設された

在満庭山去36月
日 7月3日・6日
10日・の4日間にゆた

此花

確かな手応え

●此花労働者センター

前号でも報告があつた
にようには、6月1日から
此花地域の労働者の
生活と命を守る運動の
拠点として此花労働者
センターが開設された
が、センターランサムは
此花区の各ターミナル
で早朝ビラをまくこと
を決定し、去る6月21
日、7月3日、6日、
10日の4日間にわたり

り、西九条・伝法・千鳥橋・安治川口・桜島の5ターミナルに、のべ40人近くの参加で約200枚のビラをまきを行なつた。



ビラまきの後、さく災防問題・職場の問題についての相談に入るなど、ビラまきは確かな手応えがあつたと思われる。此花労働者センターでは今後も事務所詰めの連帯を求めて活動を続けていくことが確認されていいる。

阪労者診療所の場合

南大阪

中部人化・上園元和前高密

中四に講成会開催

診療所は開設当初

にはとの性格上「出資

になりますが、その

具体的な人選は現在検討されています。今後

は大阪府との交渉を行

い。この8月に書類を提出すれば12月には認

可になる予定になつて

います。

種々の理由から、まずは個人立の診療所として満足しましたが、実際の運営や経営は法人としての形態をとつて

なりました。これは、診療所が個人の利益を目的に作られたもので

ない以上、当然の形態です。そして、具体的な運営体制、経営体制

につけては、従来の運営委員会がその基本路

線を決定し、経営につ

いては経営委員会が責

任をもつといふ体制を

基本的には崩さずに踏

襲することに決定され

ました。また診療所の

法的責任主体としての

理事会が設置されること

となりますが、その

具体的な人選は現在検

討されています。今後

は大阪府との交渉を行

い。この8月に書類を

提出すれば12月には認

可になる予定になつて

います。

次に、歯科新設の問

題についても、長期間にわたる熱心な討論が行われ、青年歯科医師連合に結集する歯科医の全面的な参加により

かなり具体的な案が出

される段階に至りました。歯科医療について

は極めて大きな矛盾が

存在し、破格な自費負担や、いつになるか分

らなりほど長期に待た

される予約制など、一

般の労働者にとって歯科受診は、余程の金と

時間を感じしないと踏

み切れない状態です。

物論二派の矛盾を

合意が得られました。
医療法人「南労会」
とし、社団法人の形態
をとりますが、多くの
民間医療法人が「出資
持ち分の定めのある」
社団という中で、南大

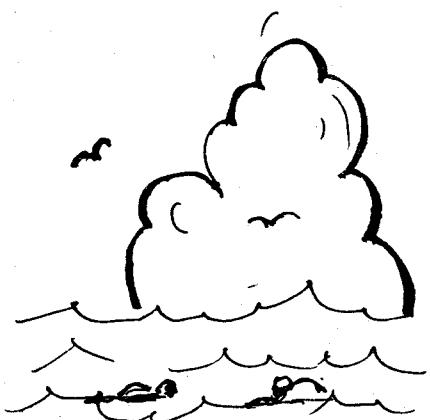
阪労者診療所の場合
の具体的な人選は現在検討されています。今後
は大阪府との交渉を行
い。この8月に書類を提出すれば12月には認可
になる予定になつて
います。

健診部だより

健診後のとり込みにも力を

先日、全港湾大阪支部
米穀運送分会の糖尿病の
疑いのある労働者を対象
に、一分会安全衛生委員の
方々の協力の下、健康學
習会を行ないました。
米穀運送分会は名前が
示すように、お米を米屋
さんにトラックで運ぶ仕
事です。お米屋さんを訪
れるたびに、清涼飲料水
を出され、二とめることが
もできず、一日5本、6
本と飲んでいる方も多く
いました。

を配布し、糖尿病などう
斗うかというテーマで映
画を見たり、討論をしま
した。糖尿病の疑いのある
分会員の方々から、二
ちらがビックリするよう
な専門的なことを含めて
質問が熱心に出されまし
た。このことは、男性の
分会員ばかりでしたので
、アツキの方が心配やし
といふことだけではなく、
日頃の安全衛生委員の方
方の努力が、分会員の中
に浸透し、安全意識・健
康意識が高まること結果だ
と思ひます。



人労働者を中心とした健康学習会を行ないました。このように健診部では健診断をやってハイそれがまで、と言うことではなく健診後のヒリくみをやつていこうと思つていま可。

療所の歯科開設によつて解決することは全く不可能に近いことです。そのため、実際に診療所が歯科医療をやつても、いくにしても、相当な制限と限界があります。そこで当面は、主として歯科の労災を中心にして、週一～二回の診療から始めて、いこうといふことになりました。

従つて、治療対象も人
数も極めて限定された
ものになりますが、こ
ちらの診療活動を通じ
て、徐々にでも発展さ
せていくニラという青蓮

連の方々の積極的な方
向性について、運営委
員会も共に努力してい
こうといふ結論が出た
しました。

72~4 労災職業病防止

全国討論集会

労災法改正問題討論集中

労災職業病防止全国討論集会が、七月二日～四日、長野県松本市で開催された。この集会は、総評、中立労連、純中立の主催で開催されたもので、各単産、県評、被災労働者など二二〇名が参加した。

労災職業病闘争をどうたたかうかということをテーマにした、春闘共同レベルでの全国的規模での集会は五年ぶりのことであり、熱心な討論が展開された。

休業補償差止め 問題に議論 集中！

集会は、総評の春山幹事が基調報告をおこない、単産の報告をうけたあと、分散会にわかつて討論をおこなった。

討論の中で一番議論が集中したのは、前回の労災保険法改正で新たにつくられた、傷病補償年金にともなつておこなわれている症状照会・報告と、その提出を拒否してたたかっている人たちに対する、休業補償の差し止めの問題であった。差し止めをうけながらたたかいをつづけていり、不法・不当な差し止め处分粉碎対策会議、この問題で裁判をたたかっている大阪ケイフン被災者の会、労基署と交渉をおこない、自己意見書をつけて提出して組織的にたたかってきた兵庫などから発言があった。

労働組合としてのこの問題に対す
る取り組みの不十分性を指摘する發
言が出される中で、労災保険審議会
議論では、まず安全闘争について
事故につながらない本質的な安全化、
安全教育の強化と活動家の育成、監

の委員である総評の田中幹事は、総評としての取り組みを次のように語った。——長期にわたる休業補償の差し止めは、被災労働者の生活を破壊するものであり、処分としてひどすぎる。症状照会・報告の根拠も不

明確であり、差し止めは明らかに職権の乱用である。労働省が総評へだしたメモでは、今後の治療・療養の見通しについて具体的な記載がなくても受理するといっている。また、「国会における審議経過を尊重のうえ慎重に処理する」というのは、大臣答弁どおり腰痛、ケイファン、ムチウチの三疾病については原則として、傷病補償年金に移行しないという意味だそうだ。原則としてということだから例外もあり、ケースバイケースで処理すると労働省は答えている。それでは事態の解決にならないし、三疾病は移行しないと明確にすべきだと考えている。労働省は来年の労災保険法の改正にともない、行政解釈を明確にできるようとする意向だそうだ。

被災者を含めた 大衆行動の 提起を！

災労働者を含めた大衆行動について検討することが確認された。

斗う体制の強化で に勝利を！ 労災法改正斗争

集会では、差し止め問題に対する取り組みの強化が強調される一方、年金移行によって発病以来三年で自動的に解雇することが政府・資本のねらいなのだから、労基法一九条の解雇制限を二年ではなく、完全に治るまで解雇できないというように、こちらから改正要求をしていくことも、まとめの中で確認された。

集会では次に、被災労働者と健廉な労働者との分断に抗して、再團結をはかっていくことが問題提起された。来年の労災保険法改正を、労働者のために前進といえる改正にしてきた。来年の労災保険法改正を、労働者には、克服しなければならない问题是、労災保険法改正をめぐるたたかいはだされた要望は、「若干の給付の引き渡すな」という点である。来年の労災保険法改正をめぐるたたかいは、私たちのたたかう体制の強化なくして勝利はない。労働組合と被災労働者の団結をつくりあげていくためには、克服しなければならない問題は多いが、労災職業病闘争をどのように前進させていくのか、政府・資本の攻撃にどのように対決するのかと、いふ議論をする中で、たたかう体制の強化をしていくことは、今後の重

要な課題である。

集会の最後にあいさつに立った、

中央労働保険審査会の労働側参与で

あり元全金委員長の松尾さんは、「

労働者の命と健康を守るたたかいは、反合闘争であり労働者の権利を守るたたかいもある。未組織労働者へ、地域へ、産別へ広げなければならぬ。そういう意味では、新しい労働運動の再構築の視点が強調されなければならない」と語り、参加者から大きな拍手をうけていた。

文責 伊藤彰信

(全港湾中央本部)

東西研究者交流会ナワ回報告

さる7月14日に、交流会が開かれました。交流会では昨年5月から、

認定基準の見直しをしてきました。

労働省が労基則35条の改悪とともに、認定要件なるものを作成しており、それに対抗して、労働者の要求をまとめていこうということ

始めました。

今まで、「騒音性難聴」「マンガン中毒」「タール障害」「有機溶剤中毒」「農薬による疾病」「エポキシ樹脂の硬化剤による障害」の検討をしてきました。

今回は、中間まとめとして、今後の方針を話し、今までまとめたものをパンフにし、資料として役立てよう決まりました。

次に、大阪において、労基署が、労基則35条をたてにして反動化していることが報告されました。

大阪では、労災認定闘争は、きび

しい闘争を通じて、申請すれば認定させる力関係を作り出していましたが、最近、植田マンガン分会の認定申請に対し、しめつけがおこなわれている等、労基行政の反動化が見られます。この傾向は、認定要件作成が進められるに従って強まってくると考えられることが報告されました。

この後、「マンガン中毒の映画を見ました。被災者の歩行の困難さや、言語障害など、日常の生活のしんどさがよくわかりました。

次回案内

● 8月25日(土)

午後4時から

- 南大阪労働者診療所
- 「騒音性難聴」のパンフ
- 「農薬による疾病」

関西で初、一般事務職員でも 頸肩腕障害を職業病として認定

—自治体における労災職業病
斗争の交流の場を拡げよう—

七月六日のテレビニュースや、七日の各新聞で大きく報道されたよう
に、今回、京都市役所伏見区役所市民税二係の北小路さんの頸肩腕障害
(以下ケイワンといいます)が、ついに職業病として認められました。
発病以来すでに五年以上、公災申請
からでも一年一ヶ月——北小路さん
にとては、本当に長い苦しみと闘
いの連続でした。

発症以来、北小路さんを支え続け
てくれた安全センターや京滋公
流会の皆さんに心から御礼をすると
共に、今回の認定までの経過、原因、
今後の問題などについて説明してい
きたいと思います。

「ああ、この腕を切らおとしたい」
——症状の経過

初めのうちは、北小路さん自身も
ケイワンと仕事との関連に気づかず、
時間内通院を続けながらも、無理を
しながら仕事を続けていました。右

手が使えないのに左手で字を書く練
習だつたのです。

北小路さんは七三年四月に、伏見
の市民税二係に配属され、一日中机
にむかってボールペンの筆記、ソロ
バン入れ、伝票めくりなどの仕事を
続けていたのですが、翌年の春か
ら指先から首までの右腕の痛み、し
びれ、つっぱり、脱力感などに苦し
められてきました。ボールペンが持
てない、電車のつり皮がもてない、
電話のダイヤルがまわせない、とい
った腕の症状だけではなく、頭痛、
不眠、めまい、思考障害、イラライラ
といった全身症状も同時にあらわれ
た。この五年間は、本当に他人にはな
かなか分かってもらえない苦しみの連

習をして左手で仕事をして、今度は左手まで痛くなってきたほどです。こうして、初めの日に充分に療養に専念できなかつたこともあって、彼女の症状はすっかり悪化し、去年二月から長期病欠、七月からは休職にまで追いこまれてしまいました。

何故、公務員のケイワーン認定が遅れているのか

どんどん症状が悪化するなかで、やはり職業病として認めさせないと充分に療養もできない、という状況になつてはいたのですが、申請に踏みきるまでにもいくつもの問題がありました。

第一には、現行の地方公務員の公務災害の認定制度の問題です。認定をするのは地方公務員災害補償基金という、民間でいうと労働基準局にある機関です。タテマエとしては、労使双方から独立した第三者機関の

はずなのですが、すべて当局が「兼務」しております、実体は当局そのものなのです（基金京都市支部長は船橋市長だし、事務局は、以前は人事課、現在は安全衛生課です）。いわば、労災発生の責任を問われる立場の当局が、第三者の顔をして公務上かどうかを決めるのですから、こんなないかけんな制度はありません。

第二には、こうした認定制度の矛盾もあって、民間と比べても公務員の労災補償は大きくたち遅れています。

一般事務労働者のケイワーンの認定についても、民間の場合はほとんどどれているのに、公務員の場合はほとんどの労災補償は大きくなっています。

多くの被災者を代表して 公災申請へ

このように数多くの困難な点はあつたのですが、北小路さん自身がいくつかの区役所の市民税の職場の組合員らとも討議を重ねる中で、業務の実態、人員不足の現実、機械化の悪影響などもしだいにはつきりし、彼女のケイワーンは仕事からきたのだ

第三には、皆さんも御存知の通りケイワーンの認定基準の問題です。本

来なら認定を促進するための基準であるはずなのに、逆に切りつけるためのものになってしまっています。問題は発症前の労働量がその労働者にとって過大であったかどうかであり、他人の作業量との比較で判定するのは意味がありません。そもそも労働の質を無視して、個人の業務量を数量化しようというのがまちがいだし、ましてその資料は、当局の側が一方的にざつています。

ました。安全センターの助力も得て

ケイソンや労災職業病についての学

習会を続けて理論的な裏付けを強め

るとともに、松浦診療所の坂井医師

とも何度も討議を続けました。

また、去年三月に市職労の税務協

議会が行つた調査では、約3分の1

の組合員が、「あなたの病名は?」ま

たこのままいけば病気になりそうだ

と考えている病名は?」という質問

に対して、「手、腕、肩のコリ・痛

みを訴え、回答の中で最高の割合と

なつていましたし、多くの福祉事務

所や区役所でも、ケイソンを訴える

人がずいぶんいるということも分か

つてきました。市役所でもこれ以上

放置でくる問題ではない、非常に深

刻な問題だということがわかつたの

です。

また、七一年には計算センターの
パンチャヤーさんがケイソンに苦し
んだあげく自殺したのですが、さ
んの同僚たちがその後もケイソンに
対するとりくみをすすめ、今回の北
小路さんの認定闘争でも運動の中心

を担つてきました。

こうした多くの被災者のためにも、

またこれ以上被災者をふやさないた

めにも、そしてなによりも北小路さ

ん自身の身体を治すためにも、公災

申請してがんばろうと決めたのです。

本人自身が多く仲間との討論によつて、自分の仕事をもう一度冷静

にみなおし、闘争経過なども含めて

詳しい自己意見書を作りあげました。

坂井医師によつて、作業姿勢と病状

との関連についても、非常にきめ細

かい医師意見書などもできあがつて

いきました。

こうして一年近くも前から、周到

な準備を重ねた上でやつと去年四月

に、公務災害認定申請を基金支部に

提出したのです。発病以来すでに四

年、北小路さん自身が、ケイソンの

原因についてはつきり自覚し、闘う

ことによつてしまつたが自分自身は治ら

ない、と気がついての上のことでし

た。

10回、

基 金 交 步

申請書類を提出したあと結論ま

ちということではなく、北小路さん

と共に関西労働者安全センターや、

京滋労災職業病交流会などの支援を

得て、認定までに計十回、のべ百名

以上の参加で、基金支部事務長交渉

を続け、一つ一つ支部を追いこんで

きました。

業務実態の調査が当局サイドにか

たよつていてることで、基金支

部の責任を追及し再検討を約束させ

たあと、最も大きな問題となつたの

は、基金支部と本部（国）との関係

でした。当初基金支部は、自らの主

体性をまるで放棄し、「ケイソンに

ついてはすべて本部の判断をおおぐ

ことになつており、支部としての見

解は出していない。保母の申請の場

合もすべてそうしてきた」という、

無責任な態度を続けていました。我々は交渉の中で、「現在の法律・通達から言っても、支部が権限を持つており、支部の判断だけで本部協議にあけず認定した例もある。少なくとも支部の見解は必ず必要だ。」と追及を続けました。そして、業務実態の調査が終った去年十一月の交渉で、ついに「基金支部として認定の方向で努力する。本部協議については、基金内部の問題であり、解決するよう努力する。」という確認をとつたのです。

最終的には、本部協議を阻止することはできませんでしたが、こうして「公務上と考る」という支部の姿勢をはつきりさせて、認定のための手続き上だけのことということを去年末から本部協議に入つたのです。そのあとも、ともすれば本部の判断まちとなりがちな支部の姿勢をつきあけるために、何回もの支部交渉を重ね一月の交渉では「本件は公務上と考える支部の姿勢はかわらない。

あくまでも認定となるよう努力する」という議事録署名もとりました。そ

して、本部の医学的調査という名目でのひきのばし策についても、追加の医師意見書を出すなどして早急な認定を迫り、ついに七月初めに公務災害との認定をかちとったのです。

このように、北公路さん自身が常に先頭にたち、大衆的な交渉によって基金支部の姿勢をとことん追及することができたのが、今回の認定への最も大きな力となつたようです。

(つづく)

編集の都合で一号にわたる報告になります。次号に予定されている内容は次の通りです。
「市当局の責任は何か——合理化が職業病の原因」、「自治体における労災闘争の交流を！」という、まとめを掲載します。

イランの共産主義者達が、自らの尺度を広げ、イスラム教シーア派という宗教団体の中に人民の闘うエネルギーを見出し、革命事業を成し遂げつつあることは、極めて教訓的であると思う。(K・E)

右折禁止

仕事がら様々な人に接し、話をする機会が多いが、時として相手の考え方、判断に非常に新鮮なものを感じることがある。同じ問題を共通の資料をもとに話し合っていても、自分には自分の尺度があるから当りまえと言ってしまえばそれまでだが、私はこの尺度の違いを真剣に受けとめなければならないと思つてゐる。

現実に起つてゐる事象を、より客観的にみるためにには、まず自らの尺度の客觀性が必要とされる。言つてみれば、自分の尺度といつても自分の今までの全ての体験の中から出てきたものであり、常に変わりうる漠然としたものである。従つて、他との接触により自らの尺度を常に点検していく作業を、怠つてはならないだろう。

夏季一時金カンペのお願ひ

靖国神社へのA級戦犯合し、元号法案成立、自衛隊中堅幹部の好戦的言動、とこれらの既成事実を積み重ねる中で、政府は増え右旋回の度合を強めようとしています。田中、岸、松野をはじめとする自民党議員らの腐敗・堕落ぶりは、マスコミを通じてさえも白日の下にさらされています。今や、野党のふがいなさをなげくより、私達一人一人がこの状況を切り拓くため、積極的に闘いを担うべき時期にきているといえるでしょう。

身近な南大阪の労働組合をみてもわかるように、闘う労働者への資本家の弾圧は、なりふりかまわぬものがあります。しかし、闘う者の持つ心の豊かさ、大らかさに励まされ、支えられて、関西労働者安全センターも六回目の夏を迎えました。すきあらば、労働者の獲得した権利を奪い返そうとする資本家の攻撃の下で、ともすれば安全問題は、「次の課題」とされがちですが、勝ち取ってきたあらゆる権利のはぐ奪を許さず、さらに、どの課題の闘いを通じても、あらゆる機会をとらえて、資本を包囲・反撃して追いつめていく闘い

を創りあけていくためにも、今こそさらに、広範な地域・職場に密着して、闘いの根をはりめぐらせていかなければと思っています。

そのために、安全センターでは五月から弁天町に、南大阪出張事務所を開設し、さらに六月から西九条に開かれた、此花労働者センターの運営にも、積極的に協力していくことになりました。財政的にはかなりの負担増になりますが、次の飛躍に備えて踏み切りました。今後は、これら一つの事務所を拠点に加え、一層がんばって活動していきたいと思います。

そこで、これらの事情を御理解していただき、今年もまた、夏季一時金カンペに御協力下さるようお願い致します。

なお、会費・購読料の切れた方には、事務局より納入の御願いを送っていますので、その時は未納分の納入、あるいは前納をよろしくお願ひします。

関西労働者安全センター

大阪市大淀区本庄東通三丁目十番十一号
三和ビル二二号室
TEL(06)374-1299

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

7月号(通巻第63号)

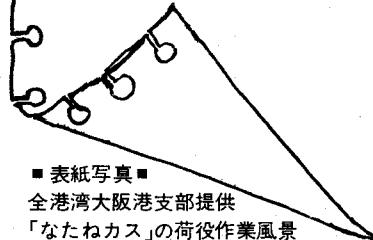
昭和54年7月20日発行

(毎月一回20日発行)

6月分会計報告

収入	支出
会費 199400	事務費 26934 ②
機関誌 103580	機関誌 108820 ③
カンパ 676071 ①	活動費 112031 ④
資料 5205	郵送費 18645 ⑤
パンフ 400	パンフ 800 ⑥
計 984656	人件費 300000 ⑦
	計 567230
6月分收支 +417426	
5月からの くりなし 374728 (+)	
7月への くりなし 792154 //	

(註)
① 夏季カンパ 459201 円
あと定期カンパ、学習会講師料等
② 更新、5月分ガス代、6月分新聞・ガス代等
(6月分部屋代 未払)
③ 60・61号印刷代
④ 4月分社保料、5月分電話代、ガソリン代
資料購入費、運動・活動交通費
⑤ 切手、振替手数料
⑥ “職業病認定問題に関する全国連絡会議”会員分
⑦ 6月分人件費 (アルバイト料を含む 5人分)



■表紙写真■
全港湾大阪港支部提供
「なたねカス」の荷役作業風景

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28